

質問（16 条関連）

大地震動に対して曲げ降伏しないことが確かめられた部材ですべて通し配筋とする場合に付着の安全性の検討を省略できると記載がありますが（P215）、「大地震動に対して曲げ降伏しないこと」とは保有水平耐力計算時にヒンジが形成されていないことと同義と考えてよろしいでしょうか。

上記の方法で確認する場合、ルート 1 や 2 のように保有水平耐力計算を行わないルートで設計している場合については、検討の省略は不可という扱いなのでしょうか。

（匿名希望）

回答

大地震動に対して曲げ降伏しないことが確かめられた部材ですべて通し配筋する場合、せん断の安全性の検討を行えば、付着の安全性の検討を省略することができます。ルート 1 や 2 で設計する場合も同様です。大地震動に対して曲げ降伏しないかは、設計者が判断すべきことと考えております。